

# 江東区 LINE 公式アカウント運用要領

制定 令和 3 年 7 月 5 日

政策経営部広報広聴課

改正 令和 5 年 1 0 月 1 日

## (目的)

第 1 条 本要領は、江東区が運用する LINE 公式アカウント（以下「当アカウント」という。）を、区民等への情報提供媒体として運用するため、必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語の定義)

第 2 条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) LINE LINE ヤフー株式会社が運営・開発する、スマートフォンやタブレットで利用できるコミュニケーションアプリをいう。
- (2) アカウント 区の LINE を設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (3) 利用者 当アカウントを「友だち追加」したアカウントをいう。

## (運用主体)

第 3 条 当アカウントの運営主体は江東区とし、アカウントの登録、管理及び運用は広報広聴課が行う。

- 2 当アカウントのアカウント名は「江東区」とし、アカウント ID は「@city\_koto」とする。
- 3 各課が提供するウェブサービス等を当アカウントに連携し、情報配信等を行う場合は、事前に広報広聴課と協議するものとする。

## (利用規約について)

第 4 条 区は、当アカウントを利用しようとする者に対し、その利用開始にあたり、配

信する情報の内容や利用に関する注意事項等について別に定める「江東区 LINE 公式アカウント利用規約」への同意を求めるものとする。

(アカウント運用者の明示)

第5条 なりすましによる誤情報の流布を防止するため、運営主体として当アカウントのアカウント名を区ホームページに明示し、周知する。

(提供するサービス)

第6条 区が当アカウントにより提供するサービスは、以下に掲げるものとする。

(1)メッセージ配信

- ・区政全般に関するお知らせ、イベント等の情報
- ・防犯、防災等、緊急性のある情報
- ・その他、広報広聴課長が適当と認める情報

(2)メニュー上の項目に関する問合せに対する分岐型の自動応答機能

(3)区ホームページへの誘導

(4)各課が提供するウェブサービスなどとの連携

2 各課が前項のメッセージ配信を希望する場合は、SNS等配信依頼書(様式1)により広報広聴課広報係あて依頼する。配信の有無及び内容については、広報広聴課長が決定する。

(区ホームページへのリンク)

第7条 区が配信するメッセージに記載するリンクの設定先は、原則として区ホームページとする。ただしLINE運用の目的に照らして広報広聴課長が特に必要と認めるものについては、この限りではない。

(メッセージ等への返信)

第8条 当アカウントでは利用者への情報配信のみを行うものとし、個別に他のアカウントへのメッセージの送信は行わない。また、当アカウントに対するメッセージ等に対し、個別の回答も行わない。

(その他)

第9条 その他、本要領の実施について必要な事項は、広報広聴課長が別に定める。

付 則

本要領は、令和3年7月5日から施行する。